

# 障がい者(児)への補助制度をご活用ください

## 身体障害者タクシー等 利用料金助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

■**内容**=利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし、利用券の使用は1回乗車につき1枚です。

■**交付枚数**=1人につき年度あたり24枚を交付

※上半期(4月~9月分)を期間内に12枚、下半期(10月~翌年3月分)を期間内に12枚交付

※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

## 障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

■**居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援**など

■**放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援**など

※詳細についてはお問い合わせください。

## 軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用などの一部を助成します。

■**対象経費**=補聴器の購入、修理費

■**助成額**=原則として基準額の3分の2

※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

## 重度心身障害者 介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重度心身障がい者と同居する家族で、この方を介護する方を対象に月額5千円(半年に1回支給)の介護手当を支給します。詳細についてはお問い合わせください。

## 特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

■**支給要件**=対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

■**手当額**=  
・1級(重度)月額5万2,500円  
・2級(中等度)月額3万4,970円  
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

## 特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

■**支給対象者**=20歳以上であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。

■**手当額**=月額2万7,350円  
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

## 障害児福祉手当

■**支給要件**=20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。

■**手当額**=月額1万4,880円  
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

## 宮崎県おもいやり 駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設で優先して駐車することができます。  
※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。



## 補装具・日常生活用具給付

■**補装具**=身体障害者手帳の交付を受けた人に対し、補装具の交付や修理を行います。原則、費用の1割を自己負担していただきます(ただし、月額負担上限額があります)。

■**日常生活用具**=重度障がい者(児)に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具が給付されます。原則、費用の1割を自己負担していただきます(ただし、月額負担上限額があります)。

※詳細についてはお問い合わせください。

## NHK受信料の減免

■**全額免除**=身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人が世帯構成員であり、かつ世帯全員が市民税(住民税)非課税

■**半額免除**=①視覚・聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合②重度の障がい者(身体障害者手帳1級~2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級)が世帯主かつ受信契約者の場合

## 串間温泉いこいの里 利用助成

障害者手帳所持者に対し、串間温泉いこいの里を利用する際に使用できる、助成のための利用者カードを交付します。

■**対象者**=身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■**助成額**=1人1回につき250円を助成。ただし、1人につき年36回を限度

## ヘルプマーク・ヘルプ カードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。  
※ヘルプマークの申請には、原則として各種障がい者手帳や、難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



## 表彰 串間JVC法華嶽小学生バレーボール大会で優勝

市内の小学生男子児童で構成しているバレーボールチームの「串間JVC」が、昨年12月13日、国富町で開催された「第27回法華嶽旗争奪小学生バレーボール大会男子の部」で優勝し、12月17日、市長へ表敬訪問しました。県内の強豪がひしめく中、「粘り強いバレー」で見事優勝を果たし、選手の皆さんはさすがらしい表情を見せていました。キャプテンである福島小学校6年生の吉田兼周くんは「12月初めに行われた県大会では予選敗退と残念な結果であったが、その悔しさをバネにみんなで一致団結して優勝できてうれしい」と笑顔で話していました。



## イベント 旧吉松家住宅でパンケーキイベントが開催されます



旧吉松家住宅前市民広場近くに今春オープン予定のパンケーキ&パフェ専門店「NALU CAFE」が旧吉松家住宅でパンケーキイベントを開催します! 風情ある旧吉松家でゆったりと絶品パンケーキをご賞味ください!

●**日時**=2月21日(日) 午前11時~午後4時  
●**場所**=旧吉松家住宅(串間市大字西方5509)

●**メニュー**=ごろごろいちごパンケーキ&コーヒーセット(1,300円)  
●**その他**=20名様限定(完全予約制)  
※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、日程が変更になる場合があります。

予・問 パンケーキ&パフェ専門店  
NALUCAFE  
☎080-5366-4932  
(山本)